

日証協(審)9第168号
平成9年9月2日

会員代表者 殿

日本証券業協会
会長代行 加藤精一
副会長

「店頭取扱有価証券」の取引に対する「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」（公正慣習規則第9号）第5条に規定する取引開始基準の設定及び同規則第6条の4に規定する確認書の徴求義務の適用について

－営業ルール照会制度に基づく照会及び回答－

標記の件について、営業ルール照会制度に基づき、会員から照会のあった下記I.の事項について、下記II.のとおり回答いたしましたので、御通知申し上げます。

なお、下記の解釈は、「店頭取扱有価証券」について勧誘行為が伴わない場合であっても、会員において、自らの判断で、取引開始基準の設定、確認書の徴求を行うことを妨げるものではありませんので、念のため申し添えます。

記

I. 照会事項

「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」（公正慣習規則第9号）第5条では、「店頭取扱有価証券」について、信用取引、先物・オプション取引、店頭特則銘柄と同様、取引開始基準を設け、当該基準に適合した顧客から取引を受託するとされ、また、同規則第6条の4においては、「店頭取扱有価証券」の取引を初めて行う顧客からは確認書を徴求する旨が規定されている。

しかしながら、去る6月23日付で行われた「店頭取扱有価証券」の取扱いの開始等に伴う規則改正は、今まで投資勧誘が禁止されていた、いわゆる「青空銘柄」のうち、一定の条件を備えたものを「店頭取扱有価証券」として定義付けることにより投資勧誘を解禁することを主旨に行われたものである。したがって、自社で気配を公表しない「店頭取扱有価証券」は、顧客に対する勧誘行為は禁止され、顧客からの自発的な注文以外は受託できないことから、従来の「青空銘柄」と同様の位置付けであり、取引開始基準の設定や、確認書を徴求する必要はないと考える。

「店頭取扱有価証券」の取引開始基準の設定及び確認書の徴求については、次のとおり取り扱うこととしてよいか確認したい。

(1) 自社で気配を公表している「店頭取扱有価証券」の売買取引の注文を受託する場合

顧客が自発的に売買注文を出したか否かを問わず、取引開始基準を満たした顧客から売買注文を受託することとし、店頭取扱有価証券の取引を初めて行う顧客である場合には、確認書を徴求する。

(2) 自社では気配を公表していないが、他社で気配を公表している「店頭取扱有価証券」の売買取引の注文を受託する場合

いわゆる「青空銘柄」と同様、取引開始基準の設定や、確認書を徴求する必要はない。

(3) どの証券会社も気配を公表していない「店頭取扱有価証券」の売買取引の注文を受託する場合

上記(2)と同様の取扱いとする。

II. 照会事項に対する回答

貴見のとおり、取り扱われてさしつかえありません。

以上